

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和二年三月六日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の対象事務

平成30年度・令和元年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 292機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、草加児童相談所、埼玉学園
保健医療部	南部保健所、草加保健所、東松山保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興

	センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病害虫防除所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、花と緑の振興センター、茶業研究所、水産研究所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター、宮繕・公園事務所
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
病院局	循環器・呼吸器病センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学

	校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、上尾かしの木特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、狭山特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校埴保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校毛呂山特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、草加警察署、上尾警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

(3) 監査実施日

令和元年10月19日～令和2年1月20日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

2 特定事務監査分

(1) 監査の対象事務

テーマ 「県立博物館、美術館に求められる役割について」

ア 監査の視点

文化財保護法改正の趣旨を踏まえ、利用者目線での文化財の保存及び活用に加えて市町村や地域との連携について監査を実施した。

主な視点としては「資料（作品）の収集・保存」、「展示など収蔵資料（作品）の活用」、「利用者を増やすための取組」、「地域資源を活用した地域連携への取組」である。

監査対象機関は、県立博物館及び美術館のうち直接運営している教育局の施設で利用者数の多い4つの博物館と近代美術館の5機関を対象とした。

なお、監査実施に当たっては、対象機関のほか文化財保護及び博物館を所管する文化資源課の職員も同席の上、監査を実施した。

イ 監査の対象機関 5機関

所管部局	監査対象機関
教育局	歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館

ウ 監査実施日

令和2年1月24日

(2) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的かつ効果的に行われているかを検証

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
県土整備部	飯能県土整備事務所	<p>平成29年度に一般競争入札により契約を締結した「広幅デジタル複合機の複写サービスに係る単価契約」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 契約締結後間もなくして、入札公告で示した契約条件を、合理的理由がないにもかかわらず変更した。2 変更契約書を作成すべきところ作成せず、また、書面による決裁手続を経ることなく、原契約書の該当数値を加除修正することにより処理をしていた。

(2) 注意事項

機関・職制名		監査の結果
農林部	大里農林振興センター	<p>平成30年度に執行した「生物顕微鏡、卓上型pH・電気伝導度測定器」の購入について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。</p>
都市整備部	営繕・公園事務所	<p>平成30年度に実施した「こども動物自然公園仮設小動物舎の設置及び維持管理に関する協定」について、次の点で不適切だった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 検査員を指定して検査を実施しなければならないにもかかわらず、検査員の指定をしていなかった。2 検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。
企業局	水道整備事務所	<p>平成30年度に締結した「30水整第158号東松山第二幹線（北側）用地取得あっせん業務委託契約」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 一部業務の再委託に当たり、受注者から提出のあった再委託の協議書に相手先及び契約期間が記載されていないにもかかわらず、承諾を行った。2 原契約の履行期限を超えて再委託をしていた。
病院局	精神医療センター	<p>平成31年度に締結した消防設備保守業務委託契約について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。</p>

下水道局	荒川右岸下水道事務所	<p>平成 30 年度の公用車タイヤ付替え手数料の支払について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一の請求に対して 2 度の支払を行っていた。 2 1 回目の支払について、決裁区分が所長のところ副所長が決裁していた。
教育局	近代美術館	<p>令和元年度の「フルカラー電子複写機の複写サービスに係る単価契約」について、予定価格が 100 万円を超える場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。</p>
教育局	上尾かしの木特別支援学校	<p>平成 30 年度に支給した非常勤講師の報酬について、平成 31 年 1 月分及び 3 月分の支給額を誤って算定し、過払していたことは不適切であった。</p>